

## 労働法コラム

第27回

## 「男性労働者の育児休業取得の現状」



黒崎合同法律事務所

溝口 史子 弁護士

最近、男性国会議員が育児休業を取得したいと発言し、議論となりました。国会議員は労働者にあたらないため労働関連法の適用がなく、育児休業中も私達の税金から歳費が支払われる点などで、国会議員の育児休業取得は労働者のそれとは本質的に異なりますが、この議論が大きく取り上げられた背景に、男性労働者が法律上保障された育児休業を取りにくい現実があることを忘れてはなりません。

育児・介護休業法によると、男性労働者は、原則として子が1歳（父母ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月）に達するまでの間、育児休業を取得することができます。

使用者は育児休業の申出や取得を理由として、労働者に不利益な取り扱いをすることができません。また、休業期間中、使用者に賃金支払義務はありませんが、一定の条件を満たせば、労働者は雇用保険から賃金の50〜67%の育児休業給付金を受給することができます。

ところが、厚生労働省の平成25年度調査によると、男性の育児休業取得率はわずか2・03%と伸び悩んでいます。しかも、育児休業を取得した男性であっても、そのうち

35・1%は取得期間5日未満、81・3%が1か月未満（平成22年度調査）であるようです。また、月20日以上休業し、育児休業給付金を取得した男性労働者は全体の0・4%しかないとも言われています。

厚生労働省調査によると、育児休業取得を希望する男性は3割に上るそうです。男性の育児休業取得率が伸びない原因としては、職場の雰囲気や無理解、制度の不整備等が挙げられています。安部首相は「女性が働き続

けられる社会」を目指し、男性の育児休業取得を促進すると宣言していますが、男性が育児休業を取得し、子育てに向き合うことができるにはほど遠いのが現状です。スローガンを掲げるだけでなく、男性が育児休業をとることが当たり前になるような世論喚起や、育児休業取得のための具体的な制度作りの促進が必要ではないでしょうか。

## 北九州地区労連新役員紹介 その5

今回は4人の新役員を紹介しています。

(順不同です)

## ◆ 坂内 洋一 幹事



労働組合との出会いは、入職して最初の職場の大先輩から半ば強制的？に誘われてわけもわからず組合に加入し現在に至っています。この間、当局からの労働条件の改悪・賃下げなどが行われ、労働者の権利は自分たちで守ら

なければいけないということを知り、労働組合の大切さがわかりました。又、普段仕事では知り合うこともない色々な方たちと知り合う事が出来、今では入って良かったと思っています。

今年も微力ではありますが、自分なりに頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## ◆ 高崎 恭子 幹事



学嘱労（北九州市学校嘱託職員労働組合）から幹事に出ています。仕事は学校給食調理士です。学校現場で働く非正規職員の労働条件の改善を求めて結成した学嘱労の書記長になって12年になります。今は目前に迫った「雇

止め」で経験豊かなパート職員が学校給食からいなくなることを阻止するために頑張っています。地区労連に結集されている皆さん、署名のご協力ありがとうございました。

## ◆ 安藤 昭雄 会計監査



会計監査を務めます年金者組合門司支部の安藤です。

16国民春闘学習会や総行動の便りが伝えられています。アベノミクスで大企業の内部留保は増大していますが、国民は社会保障大改悪により貧困

と格差が広がっています。安倍首相は「ワーク・ライフ・バランス（生活と労働の調和）の確保」をうたっていますが、ブラック企業をなくし、賃金・働くルールなど様々な労働条件の改善をめざし地域で働く仲間と一緒にがんばります。

## ◆ 中村 忠徳 幹事



幹事になって3年目になります。出身は医労連ポポロ労働組合です。現在、北九州争議団共闘会議の議長をしています。

今、北九州の中で使用者の不法行為、人権侵害により、不当

解雇・貸金未払い・マタハラ等の問題が起こり裁判をたたかっています。

労働者の生活と権利を守るために今後とも頑張ります。

皆様のご支援・ご協力をお願い致します

# 北九州地区労連ニュース

2016年 2月号 No. 112

発行 北九州地区労働組合総連合  
連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
メール k\_oren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
ホームページ http://www.geocities.jp/k\_oren/

解雇・残業代未払い・パワハラ  
あきらめないうで電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン

フリーダイヤル  
0120-378-060

093-921-0747 k\_oren@ybb.ne.jp



2016年春闘共闘連絡会総会で基調講演をする全労連小田川議長

## 戦争法廃止! 大幅賃上げの実現を! 労働法改悪阻止! 2016年春闘で労働者の生活と権利を守ろう!!

### 2016年北九州春闘共闘連絡会総会&学習会で確認

2月12日、北九州春闘共闘連絡会は福岡県労連との共催で、2016年春闘共闘連絡会総会・学習会をウエルとばた121・122会議室で開催しました。総会に16団体から57名が参加しました。

中山議長の主催者あいさつ、県労連・門馬副議長の来賓挨拶のあと、講演に移り、小田川全労連議長の「激動する時代、2016年春闘の課題とたたか」と題された資料をもとに学習しました。1時間以上にわたった講義では、憲法28条になぜ、団結権、団体交渉権が表現の自由などと同列に書かれているのか?戦争法廃止などの政治的な問題への労働組合の取り組みの問題など、情勢やこ

れからの展望、私たちのなすべきこと、などについて学ぶことが出来ました。そして日本の将来を決めるに違いない2016春闘から夏の参議院選挙に至るまでのたたかひについて大きな確信を得ることが出来たと思います。



### 福岡県労連 第65回評議員会開催!!

福岡県労連は、2016年春闘方針を決定する第65回評議員会を2月6日13時30分から、第3博多階成ビルで開催しました。

今回の総会での闘争宣言は、今年こそ安倍暴走政治を打倒するたたかひに立ち上げることを呼びかけています。総会は運営要項案、事務局体制案、運動方針案、闘争宣言案のすべての議案を確認し上で、2016春闘勝利を誓う中山議長の力強い「団結ガンバロ」で終了しました。



提案された2016年春闘方針案では、①戦争法の廃止をめぐり2000万人署名に全力を上げる。②実質賃金の低下に歯止めをかけ、すべての労働者の賃上げと底上げを追求する。③労働法の大改悪を許さず、雇用の安定とくらしを守る。④全組合員参加型の統一闘争の展開、組合員の拡大など4つの基調が強調されました。10人の評議員が発言し、すべての議案は満場一致で採択されました。

### 雨あがり

2月、旧暦二月でもまだ寒さが残っているの、衣(きぬ)を更に着る月であるから「衣更着(きさらぎ)」とも。そんな今年の二月は気候が安定しない。寒いと思ったら温かく、そんな時は病気になるがちです。注意が必要だと思えます。

2月に入っても自民党の話題が後をたちません。政治不信の主因となってきた「政治とカネ」の問題で、これ以上の政治資金の規制は困難なのか。再発を防ぐために、政権与党として責任を持つて規制を強化すべきだと思う人も多いかと思えます。

衆院予算委員会での集中審議「政治とカネ」と安倍政権の政治姿勢の集中審議で直接のきっかけの甘利明前経済再生担当相自身による大臣室での「企業献金」受領問題。首相は甘利氏の閣僚辞任について「国民に大変申し訳ない」と陳謝したが、与野党が政治資金規正法改正による規制強化を求めたことに対しては「規制や罰則がいかに整備されても、政治家一人一人が自覚を持って行動するかどうかにかかっている」と言う。

たしかに規制の強化でなく、政治家個人が自覚が足りないからこそ、「政治とカネ」の問題が後を絶たないのではないか。この病気はいつ治るのであるか。(上)

# 戦争法廃止2000万人署名の集約を急ごう！

## 戦争準備は暮らしも破壊 STOP暴走政治、戦争法廃止！壊すな憲法 平和を願うあなたの声を行動に！

総がかり行動実行委が呼びかけている「戦争法廃止を求める統一署名(2000万人署名)」は、全国各地で取り組まれます。すでに全国で200万筆を超える署名が集約されています。全労連は、組合員一人10筆集めることを提起し、北九州地区労連も職場・地域で積極的な取り組みが始まり、2月20日現在3350筆が集約されています。

「憲法を守れ」「立憲主義・民主主義を守れ」「海外での戦争は絶対ダメ」などの声を署名に託し、労働者・市民の声で安倍暴走内閣の強引なやり方をやめさせましょう。

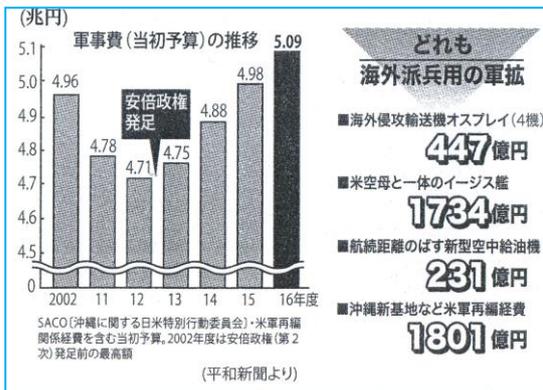
2・19集会・デモ行進に500人を超える労働者、市民が参加

戦争法が国会で強行された9月19日を忘れないと、毎月の「19日行動」、集会、パレード、講演会など、戦争法廃止を求める多彩な行動がとられていきます。

北九州市でも、「平和をあきらめない北九州ネット」が結成され毎月19日に集会・デモ行進が取り組まれ、北九州憲法共同センターも、隔週の土曜日に戦争法廃止を求めて宣伝、署名集約行動を展開しています。

北九州地区労連に結集する加盟組合員のみならず、戦争法を廃止するため、行動に参加し署名集約へのご協力をお願いいたします。

安倍政権が強行した「安保法制」は、なぜ「戦争法」と呼ばれるのでしょうか。何より、「安



保法制」は自衛隊が「戦闘地域」まで行って米軍と軍事行動を行うための法律だからです。政府が言う「後方支援」は、武器や弾薬、燃料などを提供する戦争行為です。日本が攻撃されていなくても、アメリカが行う戦争と一緒に参加するのが狙いです。アメリカが世界中で行っている無茶な戦争の片棒を日本が担ぎ、一緒に侵略する国になってしまいます。



北九州憲法共同センター2000万人署名の成功をめざす学習決起集会で森英樹名古屋大学名誉教授が講演

今国会で安倍首相は、「国民不在」「憲法無視」の姿勢をいっそう明確にし、暴走を加速しています。いま安倍首相は、「緊急事態条項」創設のための改憲を繰り返して強調しています。

この「緊急事態条項」は、「武力攻撃」が起きると首相が「緊急事態の宣言」を発し、首相の権限強化や国民の権利を制限させる危険極まりない条項です。



「戦争法の廃止を求める集会・デモ行進」に350人が参加 集会終了後小倉駅前までデモ行進

### 戦前の戒厳令 緊急事態条項創設を狙う安倍首相

憲法は、国民の人権が抑圧された戦前の反省から、軍事的な理由を前提にした人権制限を認めていません。それにもかかわらず戦前の戒厳令同様、国会の関与なしに政府の独断で政令を定めることができるこの条項は、まさに独裁政治への道にほかなりません。

北九州地区労連は、戦争法廃止を求めるとともに、安倍政権による、あらゆる明文改憲の企てを許さない声を上げていくことを呼びかけます。



# 北九州でたたかわれているすべての争議の早期解決を！

## 後藤クリニック解雇など事件、スーパー大栄解雇事件は和解成立！

北九州地区労連は、不当解雇、未払い賃金、パワハラなど労働相談が数多く寄せられています。この中にはブラック企業と言ってもいい会社もたくさんあり、解決の為に北九州地域ユニオンに加入し、組合を結成して解決の為に団体交渉、裁判闘争などで解決をめざして取り組んでいます。

今回、この二つの組合の裁判闘争3件について報告させていただきます。

### 後藤クリニック地位確認、慰謝料請求事件

北九州地域ユニオン 戸田 千泉

解雇の無効を訴えていた裁判での和解が2月2日(火) 成立しました。

5年間皆様に協力して頂いたおかげで、ここまでたどりつくことができました。

今回経験したことを今後の労働組合活動で活かしていきたいと思います。

長い間のご支援ご協力、本当にありがとうございました。

### 安川電機地位確認第1回控訴審30人が傍聴参加

JMIU安川合同支部 久保 忠彦

安川電機上田再雇用裁判の第1回控訴審が福岡高裁503号法廷で開かれました。

裁判長はやや年配の方で、JAL「沈まぬ太陽」の労働者と組合を裁いた人とは思えませんでした。裁判長が原告側や被告側に対する質問の内容を聞いて新鮮な感じがしたのです。被告に「嘱託の就業規則はないのか」「労働契約書はないのか」と。裁判長の質問は、私達労働組合が団体交渉でたびたび追求した内容でした。安川電機は「就業規則がないでも労働契約書で足りる」「上田さんは有期労働者である」とこだわってきました。裁判長の宿題に被告はどう答えるのでしょうか。興味津々です。

### チェルノブイリから30年、フクシマから5年 さよなら原発！3・13北九州集会に参加を！

川内原発が再稼働し、福島での甲状腺がんの増大など、いまだに事故の被害が拡大している中で、今年も「さよなら原発！北九州集会」が開催されます。

さよなら原発北九州連絡会は、これまでに3回の実行委員会を開催し、集会の具体化を検討してきました。今回は勝山公園中央図書館南側広場で開催することになりました。

3月13日(日) 11時から第一部「ライブステージ」、飲食バザーもあります。ヨサコイや太鼓、うたごえなどの出し物があります。

13時からの第二部「本集会」では、各団体からの発言・挨拶が予定されています。そして14時30分にデモ行進に出発します。

今年も地区労連はデモパレードを担当します。今年で5回目となるさよなら原発北九州集会を成功させ、原発なくその声で九電を包囲しましょう



(株)東洋食品門前で、未払い賃金、不当解雇の撤回を求めて、門前で抗議集会を開きました。

### ツイマタハラ慰謝料請求事件結審

北九州地域ユニオン 西原 ゆかり

私は、(株)ツイ小倉北区三郎丸事業所で一年毎の契約更新で働き、四年半が経った頃に待望の妊娠が分かり、その当時の女性所長に報告し、面談で所長から、「一生懸命働かない人は、働かなくていい。妊婦として扱うつもりもない。更新はしない。」など言われ、凄くショックで妊娠は悪いことなのかと悩み、体力的にきつくて業務軽減の申し出も出来ないまま、我慢して働き、切迫早産になりました。証人尋問でも、所長や会社の妊産婦労働者に対する知識のなさが露呈していたと思います。

なでしこ銘柄に選定され、しかも介護の会社でありながら人の命を軽んじるツイを、このままにはできません。次回、4月19日(火)13時30分に判決が出ます。ぜひ、傍聴に来てください。